

平成22年度 介護保険料について ～40歳から64歳（国民健康保険加入者）の方の保険料～

住民課 内線325～327・介護課 内線343・344

第1号被保険者（65歳以上）の方の介護保険料については5月号でお知らせしましたが、今月は、第2号被保険者（40～64歳）のうち、国民健康保険に加入している方の介護保険料相当分（介護納付金分）の決め方と納め方をお知らせします。

なお、第2号被保険者のうち職場の医療保険などに加入されている方については、加入している医療保険組合などにお問い合わせください。

■保険料の決め方

介護納付金分は、次の①～④の合計金額です。

- ①所得割額 (総所得－基礎控除額) × 1.31%
※基礎控除額＝33万円
- ②資産割額 (固定資産税額) × 8.80%
- ③均等割額 (被保険者数) × 8,400円
- ④平等割額 一世帯当たり 5,300円

例えば、

3人家族で第2号被保険者が2人いる場合で、総所得が233万円、固定資産税額20万円の場合

- ①所得割額 (233万円－33万円) × 1.31% = 26,200円
- ②資産割額 20万円 × 8.80% = 17,600円
- ③均等割額 2人 × 8,400円 = 16,800円
- ④平等割額 = 5,300円

→介護納付金分は、①～④の合計で、**年額 65,900円**となります。

■保険料の納め方

国民健康保険加入者の医療給付費分、支援金分と、40歳から64歳の世帯員の介護納付金分の合計額を、国民健康保険料として、一括して世帯主が納めます。

☆40歳（第2号被保険者）になる方は

第2号被保険者の介護保険の加入資格は、40歳になる誕生日の前日に発生します。

介護納付金分は、介護保険の加入者の資格を取得した月の分から月割りで納めます。

☆65歳（第1号被保険者）になる方は

65歳になる月の前月分までの介護納付金分を、医療給付費分・支援金分とあわせて納めます。

65歳になった月以降の分は、あらたに、介護保険料として納付書が送付されますので、その納付書で納めていただきます。（※介護納付金分は、誕生日の前月分までの金額であらかじめ調整されているため、誕生日以降の介護保険料と重複して納めることはありません。）

平成22年度介護支援専門員実務研修受講試験

◆日時 10月24日(日) 10:00～

◆受付期間 7月31日(土)まで（当日消印有効）

※詳細は試験案内をご覧ください。

◆試験案内配布

役場介護課、県各地域県政総合センター及び保健福祉事務所などで配布しています。

録音奉仕会が善行表彰銀賞を受彰

社会福祉法人湯河原社会福祉協議会 ☎62-3700

湯河原録音奉仕会（室伏由美子会長）が、「日本善行会」が行っている、善行をされている方をたたえる善行表彰の銀賞を受彰されました。



同会は、昭和53年から、目の不自由な方々のために、町広報紙を朗読したカセットテープを配布するなどの活動を行っており、その善行が認められたものです。おめでとうございます。

特定健康診査・ご長寿健康診査を受診しましょう！

住民課 内線325・保健センター 内線361

健康診査の期間は9月30日(木)までです。ぜひ、この機会に健康診査を受診しましょう。

※受診券と質問票が届いていない方は、特定健康診査は住民課へ、ご長寿健康診査は保健センターへご連絡ください。

	特定健康診査	ご長寿健康診査
対象	4月1日現在、国民健康保険加入者で、40～74歳までの方	75歳以上の方(昭和11年3月31日以前に生まれた方)
受診料	集団健診 500円 施設健診 1,500円 ※70歳以上の方(昭和16年3月31日以前に生まれた方)は無料	